

遺言書

第1条 遺言者はその所有する下記不動産を遺言者の次男遺言二郎（昭和55年6月30日生まれ）に相続させる

不動産の表示

1. 土地

所 在 名古屋市北区山田一丁目○〇
地 番 ○〇〇番
地 目 宅地
地 積 123.45 m²

2. 建物

所 在 名古屋市北区山田一丁目○〇番地
家屋番号 ○〇〇番
種 類 居宅
床 面 積 1階 67.89 m²

2階 67.89 m²

第2条 遺言者は、第1条記載の不動産を除くその他一切の財産を、長男遺言一郎（昭和50年6月30日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男遺言一郎を指定する。

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男遺言一郎を指定する。

付言 長男一郎に多く相続させることにしたのは、一郎に家を守ってもらいたいからです。また、次男二郎にはマンションを購入する際に援助しました。お母さんの気持ちを理解して、兄弟仲よく暮らしてください。

平成27年6月30日

住所 愛知県名古屋市北区●●町1-2-3

遺言者 遺言 太郎 印